

「東京都福祉のまちづくり条例」の見直しに向けた論点整理 ～これまでの専門部会での検討状況の整理と方向性の確認～

1 条例の名称について

○これまで出されたキーワード

福祉のまちづくり/ユニバーサルデザイン/安全・安心

※安全・安心については、公安委員会「安全・安心まちづくり条例」が制定されている。

検討の方向性

⇒条例の理念・役割、枠組・機能を検討した上で、最終的には第7期の条例改正の検討を行う中で名称について検討する。

2 条例の定義について

○現在の条例でも、高齢者、障害者にとどまることなく、子どもや外国人など東京で生活し、東京を訪れる人すべてを対象としているが、現在の「高齢者、障害者等」とするのか、それとも子どもや外国人も列記するのか。

○一般都市施設（整備基準の適合努力義務を課す施設）を個別具体的に列挙する必要はないのではないか。

検討の方向性

⇒列挙することにより、逆に限定的になることは避ける必要があるので、表現を工夫する必要がある。第7期の条例改正の検討を行う中で検討する。

3 条例の基本理念について

現状と課題

東京都福祉のまちづくり条例(平成7年制定)

(目的：高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上)

- ・福祉のまちづくりの概念が狭くとらえられ、限られた人を対象とした取組と受けとめられているのではないか。
- ・国連の障害者権利条約や千葉県障害者差別禁止条例などの動向を踏まえて取組を進める必要がある。
- ・整備基準に基づいて施設入口までの整備は進んでいるが、整備対象外の部分にはバリアが残っているなど、目的に沿った利用ができない。
- ・安全で安心に生活できるまちづくりが望まれている。
- ・ハード面だけでなく、ソフト面の取組を十分に進める必要がある。
- ・住民、利用者が地域の施設整備やまちづくり計画の過程に参加し、意見を反映できる仕組みが必要である。

今後の方向性

「整備基準」によって「高齢者・障害者等が円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上」を図ることを目的とした現在の条例について、福祉のまちづくり施策の新たな役割を担うため、下記の5つの視点を取り入れた基本理念としていく。

《視点1》

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた「だれもが暮らしやすいまちづくり」を進める。

《視点2》

「すべての人が安全・安心に生活や活動ができるまちづくりの取組」を進める。

《視点3》

住民参加や都民・事業者の理解促進など、「地域社会やプロセスを重視したまちづくり」を進める。

《視点4》

生活者としての権利の視点から、「配慮が必要な人のためのまちづくり」について、これまでの取組をさらに進化させる。

《視点5》

すべての人の社会参加を促すため、「施設の利用目的を果たすことができる整備」を促進する。

4 条例改正の柱について

- バリアフリー法及び建築物バリアフリー条例制定後、福祉のまちづくり条例の整備基準の大部分がカバーされた。このため、条例の新たな基本理念に基づいた「整備基準による施設整備以外の柱」が必要である。
- 整備基準等についても、前回（平成12年）の整備基準改正以降の状況を踏まえ必要な改正を行う。

条例改正の柱

A まちづくりの取組範囲の拡大・充実（視点1及び2）

⇒子ども、外国人等への対象の広がりや安全性の確保、災害等の非日常なども視野に入れたまちづくりなど。

B ハード整備をより有効にするソフト面によるまちづくりの促進（視点1及び3）

⇒地域での支え合いを進める取組、住民・当事者の参加などのまちづくりの基盤整備。

C まちづくりに取り組む主体の役割・責務（視点3）

⇒区市町村と東京都の役割の明確化、事業者責務の見直しなど。

D 整備基準によるハード整備の実効性を高める取組（視点4）

⇒区市町村の届出窓口への支援や施設整備前後における利用者、住民の意見反映の仕組みづくりなど。

E 整備対象の範囲、整備基準における整備項目の追加等の検討（視点5）

⇒バックヤードまでの整備、店舗利用を可能にする取組、個人住宅における整備など。

A まちづくりの取組範囲の拡大・充実

① 子ども、外国人等への対象の広がりを視野に入れたまちづくりの取組

- 子育て環境では、設備面の整備だけでなく、子どもの居場所の確保や放課後活動の場などの環境整備も課題となっている。
- 「障害者」の枠が発達障害者や精神障害者等に広がり、色覚障害をもつ者への配慮も重視されるなどの状況も考える必要がある。

② 取組が十分に進んでいない領域での取組の充実

- 障害者等への情報提供など取組が不十分であるところについて、対応策を検討する必要がある。

③ 地域で安全、安心に暮らし、行動できるためのまちづくりの取組

- 防犯や事故防止などの安全面に配慮した施設整備の取組や原因を取り除くリスク管理の仕組みが求められている。

④ 災害等の非日常の事態も視野に入れたまちづくりの取組

- 災害に強いまちをつくることもまちづくりの取組として必要である。

検討の方向性

⇒対象の広がりや安全・安心なまちづくりに向けた区市町村、事業者及び東京都の取組を検討する。

⇒区市町村の取組を「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業」等の事業を通じて支援を行う。

⇒ケガや事故の予防など、安全、安心なまちをつくることを目指す趣旨の条項や前文を検討する。

⇒災害対策など、他分野、領域の取組についても前文や条項に起こして、取組を後押しする役割を条例に持たせる。

B ハード整備をより有効なものにするソフト面によるまちづくりの推進

① 地域での支え合いを進める取組

- 地域での相互の支えあいを進めるために、福祉教育、地域住民の意識啓発などの取組を促進することが求められる。
- 民間事業者の社員等が、障害者・高齢者等と接する際の対応方法を学習する機会を設けるなどの働きかけを進める必要がある。

検討の方向性

- ⇒取組の必要性を総論に記載するとともに、区市町村の取組を「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業」等の事業で支援していく。
- ⇒具体的な取組方策を検討し、区市町村、東京都の役割を果たしていく。
- ⇒「事業者の責務」に社員等へのまちづくりに関わる教育を行う旨の内容を加える。

② 住民、当事者の参加によってまちづくりをレベルアップさせる取組

- 施設整備後、障害者が店舗等を訪れチェックする「モニター」などの取組を検討できるか。
- 住民や当事者がまちづくりに参加する取組を促進する必要がある。

検討の方向性

- ⇒住民や当事者の参加によるまちづくりの取組について必要性を総論に記載するとともに、区市町村の取組を「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業」等の事業で支援していく。

C まちづくりに取り組む主体の役割・責務

① 区市町村の役割の明確化と東京都の役割の検討

- まちづくりににおける区市町村の役割が大きくなってきたが、条例に区市町村の責務が規定されていない。
- 都庁内各局の取組について組織し、福祉のまちづくり及びユニバーサルデザインによる取組の浸透を促し、福祉のまちづくりのオリジナリティを示していく必要がある。

検討の方向性

- ⇒これまで規定されていない「区市町村の責務」や役割について検討するとともに、「都の責務」の内容の見直しが必要かどうか検討する。
- ⇒各局の事業、計画策定などについて、福祉のまちづくり、ユニバーサルデザインの観点から確認し、必要な連携や調整を行う役割や機能について検討をする。

② 「事業者の責務」の見直し

- 施設整備による入口までのアクセス保障だけでなく、消費者・就労者の立場から施設を利用する目的を果たすことができるような整備を求める必要がある。
- 利用者（障害者、高齢者、子育て世帯など）への接遇について、職員研修などの事業者の取組を推進することが求められている。

検討の方向性

- ⇒店舗利用を可能にする施設整備や障害者の就労を促進するための施設整備を「事業者の責務」として位置づける。
- ⇒接遇に関する職員研修など、ハード面だけでなくソフト面の取組を事業者に促すような規定（社員等への教育）を追加していく。
- ⇒事業者が区市町村の取組に協力しながら、まちづくりを進める責務を加える。

D 整備基準によるハード整備の実効性を高める取組

① 区市町村の届出窓口への支援

- 整備基準による事前指導だけではなく、実態として利用できる施設となるような取組が求められる。
- 区市町村窓口における、まちづくり条例の趣旨を理解しない事業者への対応が非常に困難な場合もある。

検討の方向性

- ⇒区市町村支援に関する「都の責務」の条項の内容を検討する。
- ⇒区市町村連絡会議の場を活用して、届出や適合証交付の際に各自治体が実施している工夫の事例紹介や効果的な取組手法の共有化の場を設ける。

② 建築物バリアフリー条例との関係整理

- 技術規定については、後から建築物バリアフリー条例が制定されたことによりわかりにくくなっているため、整理が必要である。
- 届出における実務上の取り扱いなど、事業者や区市町村窓口の理解を得るための説明を行っていくことも必要である。

検討の方向性

- ⇒「適合努力義務」である福祉のまちづくり条例と「建築確認事項」である建築物バリアフリー条例については、建築物バリアフリー条例（旧ハートビル条例）制定時に可能なかぎり基準の横引きを行っている。
- ⇒両条例の一本化について
 - ①福祉のまちづくり条例の整備基準を全て「建築確認事項」にすることは困難である。
 - ②福祉のまちづくり条例の整備基準をなくすことは、「適合努力義務」である整備基準を示し、指導・助言の機会を設け理解を得ながらバリアフリー化を推進するというこれまでの取組から後退することになる。
- 以上のことから、両条例の単なる一本化による整理ではなく、福祉のまちづくり条例の「適合努力義務」という特性を活かした新たな役割を担っていくことが求められる。
- ⇒また、両条例の役割と関係を事業者等にわかりやすくするような工夫（リーフレットの作成など）を条例施行の取組の中で行う。

E 整備対象の範囲、整備基準における整備項目の追加等の検討

① バリアフリー法の改正により福祉のまちづくり条例を上回ることとなった基準項目の改定や整備基準等の相違点の調整

検討の方向性

⇒バリアフリー法及び建築物バリアフリー条例がまちづくり条例を上回ることになった部分（障害者用客室等）を取り込むための整備基準の改定を行う。

⇒まちづくり条例と建築物バリアフリー条例における整備対象の範囲、整備基準及び取扱の相違がある点については、調整の可否を検討する。（バリアフリー法も含む）

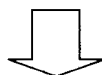
（参考）整備項目等の追加は、規則改正で対応することになる。

② 施設のバックヤードまでの整備

○障害者の就労支援を促進する観点からも、バックヤードまでを整備対象とすべきである。

《現在の条例》

整備対象 \ 対象施設	不特定多数が利用する部分を有する施設	
	一定規模以上	小規模
不特定多数が利用する部分 （廊下、階段、出入口などの整備対象項目）	適合努力義務 届出義務	適合努力義務
それ以外の部分 （スタッフルーム、厨房等のバックヤード 及びバックヤードに至るまでの経路、 出入口）	対象外	



検討の方向性

⇒障害者就労支援を促進する観点から、バックヤードまでに至る経路及び出入口の整備について方策を検討していく。

⇒バックヤード内部の整備については、「事業者の責務」として、就労者等の就労が可能になるように合理的配慮を求めていく。

③ 店舗等施設内部を利用可能にする整備

○飲食店など、施設の入口までは現在の条例の整備基準により整備されていても、店舗内には段差があったり、ハイカウンターの席しか用意されていないなど、車いす利用者等の利用が困難な状況がある。

検討の方向性

⇒施設内部を対象とした整備基準を設けるのではなく、「事業者の責務」として規定していく。これにより利用者の改善要望などにより区市町村がチェックし、指導する仕組みづくりを可能としていく。

⇒施設の利用可能性を求める取組の検討を行っていく。

④ 個人住宅内部の整備

○現在の条例では、共同住宅の各住居の入口までは整備基準を設けているが、さらに住宅内部までの整備を進めることはできないか。

○共同住宅の各住居内のあがりかまちとトイレのドアについて整備基準を設けて努力義務とすれば、住宅のバリアフリー化は促進される。

○戸建住宅についても一般都市施設と位置づけ、努力義務を課してはどうか。

○「地域」というパラダイムの中に「家」「住む」ということも含めることが必要である。

検討の方向性

⇒住宅内部の整備については、住宅に関する文言を前文に入れることを検討し、関連する都の施策を推進するものとする。

—参考—

東京都の住宅施策においては、基準を設けて義務化するのではなく、普及啓発や工事費の支援により、民間住宅のバリアフリー化促進を図っている。

平成19年3月に策定された「東京都住宅マスタープラン」では、政策指標を設定した。
(所管 都市整備局住宅政策推進部) (別紙)

⇒住宅に関する取組については、今後、企画起草委員会で検討する。